

大阪市告示第407号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所の指定を行い、同法第49条の6第1項の規定により指定緊急避難場所の指定の取消しを行ったので、同法第49条の4第3項及び第49条の6第2項の規定により次のとおり公示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

〔指定〕

指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
大阪拘置所	都島区友渕町1丁目2番5号
大阪市此花下水処理場ポンプ場	此花区西島5丁目10番62号
大阪トヨペット 西淀店	西淀川区野里3丁目2番12号
大阪産業大学附属高等学校	城東区古市1丁目20番26号
キコーナ南津守店	西成区南津守2丁目2番2号

〔取消し〕

指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
岡松寺（ハートフルケア）	福島区福島4丁目8番20号
株式会社日立物流 第一ビル	此花区西九条1丁目28番13号
株式会社鴻池組 恩貴島鴻和寮	此花区伝法6丁目1番49号
123弁天町店	港区弁天3丁目1番8号

（危機管理室危機管理課）